

## 苓北町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	7,923	7,014,365	112,162	816,012	11.6	16.9

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)平成24年度平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		千円	千円
25年度	87	303,707	31,965	110,971	446,643	5,134	5,269	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付き短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

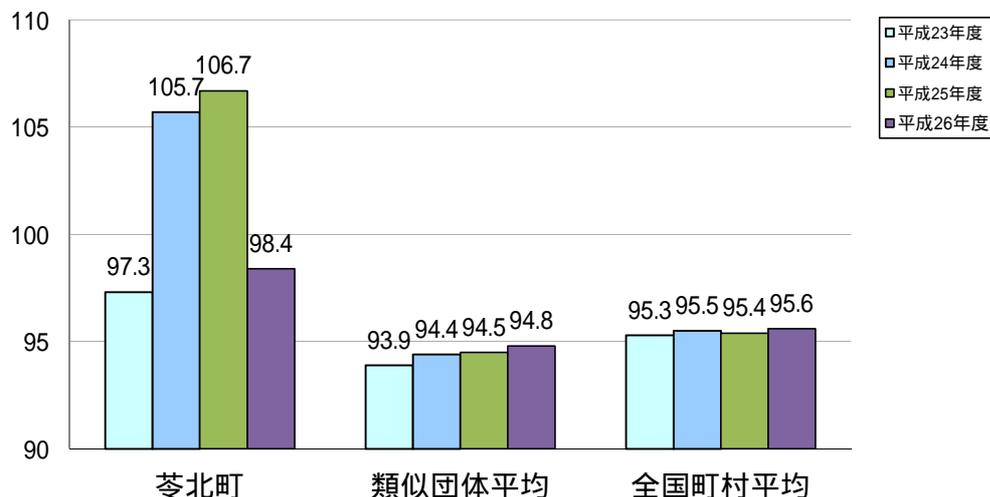
#### (3) 特記事項

(給与減額の状況・給与制度の総合的見直しの実施状況について)

国の減額要請等を踏まえた減額措置の取り組み	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
未実施	国の人事院勧告を参考に、熊本県内の民間給与との均衡を図ることを念頭に置いた勧告を行っている熊本県の人事委員会勧告を参考に、平成26年度は改正を見送った。
抑制済み又は減額措置の内容	

(その他)

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で非比較するため、国の職員数（構を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値で

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
苓北町	43.7 歳	333,100 円	362,668 円	353,840 円
熊本県	43.5 歳	341,468 円	412,820 円	368,453 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体 - 2	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
苓北町	47.6歳	5人	325,300円	337,820円	335,820円	-	-	-	-
うち学校給 食調理員	"	"	"	"	"	-	-	-	-
熊本県	50.4歳	322人	335,992円	373,761円	352,764円	-	-	-	-
国	50.1歳	3,119人	287,992円	-	326,611円	-	-	-	-
類似団体 -2	49.7歳	6人	271,921円	294,995円	282,545円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(23~25年の3ヶ年平均)  
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致して  
いるものではない。

年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員に  
おいては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値で

### (2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		苓北町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	-
	中学卒	129,200 円	130,500 円	-

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

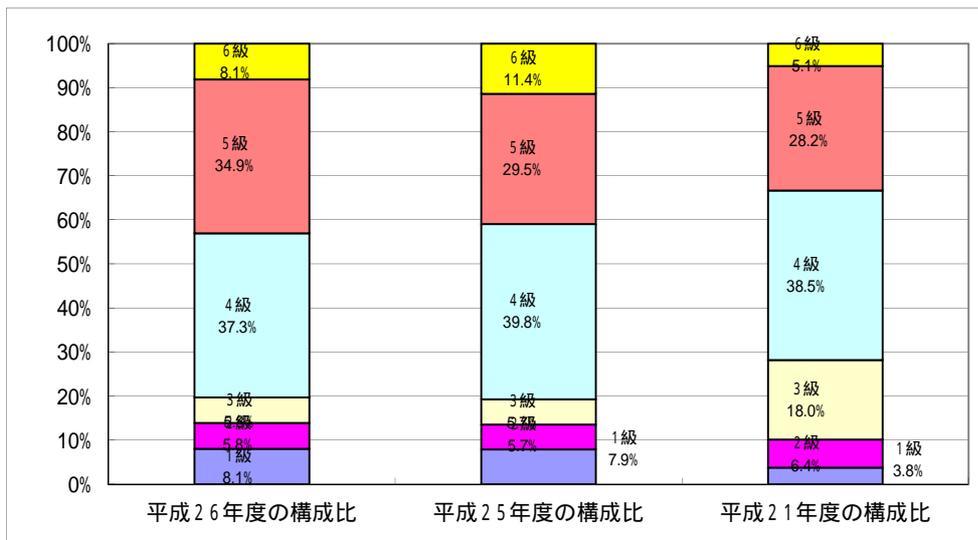
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	291,700 円	358,300 円	388,500 円	396,800 円
	高校卒	251,200 円	333,000 円	374,400 円	388,700 円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒				

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	7人	8.1%	135,600円	243,700円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	5人	5.8%	185,800円	307,800円
3級	参事、主任主事、主任技師の職務	5人	5.8%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐及び主幹の職務又は職務の複雑、責任の度がこれに相当する参事の職務	32人	37.3%	261,900円	388,300円
5級	課長、事務局長、室長、場長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する課長補佐、主幹の職務	30人	34.9%	289,200円	400,600円
6級	総務課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する課長、事務局長、室長、場長及び会計管理者の職務	7人	8.1%	320,600円	422,600円

- (注) 1 苓北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

苓北町職員の給与に関する条例第4条第3項、第4項、第5項に基づく

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

苓北町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,393 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,577 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( - )月分 ( - )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律支給
------

##### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

苓北町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～20%加算 (退職時特別昇給 なし ) 1人当たり平均支給額 - 千円 25,220 千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23～25年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	141 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	18,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	8 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業	日額 300 円
徴税事務手当	徴税事務職員	徴税事務	月額 1,500 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績 ( 2 5 年 度 決 算 )	8,149 千円
職員1人当たり平均支給年額 ( 2 5 年 度 決 算 )	95 千円
支給実績 ( 2 4 年 度 決 算 )	8,671 千円
職員1人当たり平均支給年額 ( 2 4 年 度 決 算 )	101 千円

(5) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養する家族の手当	同	-	12,514 千円	205,148 円
住居手当	持家及び賃貸住宅	異	持家1,000円	3,112 千円	56,582 円
通勤手当	通勤に伴う手当	異	距離区分	2,872 千円	43,515 円
管理職手当	管理職の手当	同	-	5,160 千円	396,923 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	758,000 円	(参考)類似団体 - 2における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円
	副市町村長	569,000 円	675,000 円 / 360,000 円
	教 育 長	531,000 円	- 円 / - 円
報 酬	議 長	303,000 円	360,000 円 / 205,000 円
	副 議 長	250,000 円	320,000 円 / 164,900 円
	議 員	228,000 円	300,000 円 / 145,500 円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 教 育 長	(25年度支給割合) 2.65 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.65 月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 758,000 × 在職年数 × 500/100	(1期の手当額) 1,516万円
	副市町村長	569,000 × 在職年数 × 290/100	660万円
	教 育 長	531,000 × 在職年数 × 240/100	510万円
備 考			(支給時期) 任期満了後 任期満了後 任期満了後

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

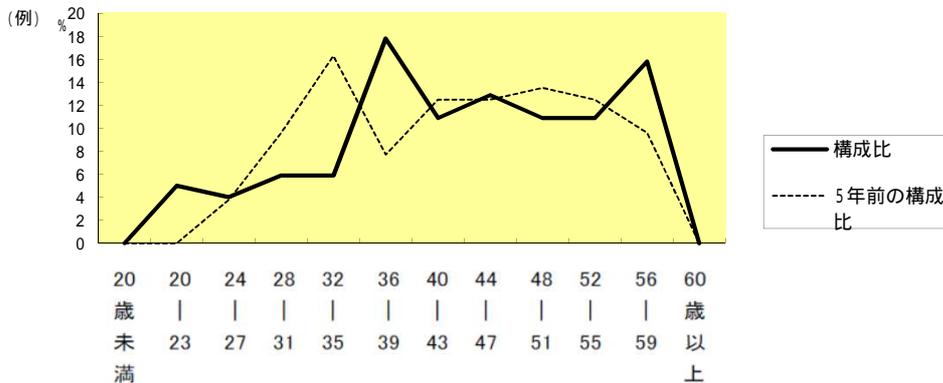
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会・総務	29	30	1	
	税 務	7	7	0	
	農林水産	11	10	-1	
	商 工 土 木	5 8	5 8	0 0	
	民生・衛生	12	11	-1	
	計	72	71	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.61 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04 人)
	教育部門	16	14	-2	事務量の増による
	小 計	88	85	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28 人)
特 別 会 計 部 門	水 道	4	4	0	
	下 水 道	3	3	0	
	介護・国保・後期	9	9	0	事務量の増による
	小 計	16	16	0	
合 計		104 [ 110 ]	101 [ 110 ]	-3 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 127.48 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
26年度	0	5	4	6	6	18	11	13	11	11	16		101
21年度	0	2	4	10	17	8	13	13	14	13	10		104

### (3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	74	73	72	72	72	71	3 ( 4.1%)
教育	15	15	14	15	16	15	0 ( %)
普通会計	89	88	86	87	88	86	3 ( 3.4%)
公営企業等会計	16	16	15	15	16	16	0 ( 0.0%)
総合計	105	104	101	102	104	102	3 ( 2.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長を含む)  
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

公営企業法適用者 該当無し